

中央教育審議会初等中等教育分科会
「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の審議に対する意見

公教育計画学会・インクルーシブ教育部会

現在、義務教育諸学校への就学先の決定は、学校教育法施行令第22条の3によって障害種別に区分され、特別支援学校や特別支援学級、普通学級に振り分けられることを前提としている。この一連の手続きには「就学時健康診断」および「教育相談」が組み込まれ、事実上、教育行政サイドの判断に基づく「就学指導」と「就学先の決定」が行われている。指摘するまでもなく、現行の枠組みにおいても「保護者の意向」を聴取することが義務づけられており、さらに今夏の障害者基本法改正により、保護者の意向は「可能な限り尊重」されることが規定されるに至った（同法第16条第2項）。

しかしながら、このような法制度の現状において、現行の分離教育を前提とした行政的な対応が変わらない場合、教育行政サイドの判断と保護者の意向とが鋭く対立することが懸念される。文部科学省は、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、保護者の意向と対立することが起こり得ることを前提に、「本人・保護者が就学すべき学校の指定に不服がある場合、訴訟によらない現行制度上の手続」について、総務大臣及び内閣府特命担当大臣（行政刷新）を共同座長とする行政救済制度検討チームで審議中の「行政不服審査法に基づく異議申立てによる審理官制度の創設等」の採用等についても検討している。

だが、2006年に国連で採択された障害者権利条約第24条にもとづき、インクルーシブ教育制度を前提にすれば、就学にあたっては、「本人・保護者の意向に沿う」ことを前提とすることが当然になる。これが前提となれば、イタリアやフランスのように、そもそも就学先をめぐるトラブルが生じることもなく、したがって、その解決のための手続きや機関をつくる必要はないはずである。

現行の特別支援教育制度をインクルーシブ教育制度へと転換するよう求めてきた公教育計画学会としては、何よりも「本人・保護者の意向に沿った就学先の決定」を強く求めるものである。

ただし、万が一この原則が確立されない場合には、次善の策として、現行の行政不服審査法にもとづく教育行政内部における異議申し立て制度の全面改正を求める。現行制度は、異議申し立て側の意向を尊重する仕組みになっていないからである。現在、政府において創設が検討されている審理官制度も、教育行政サイドに軸足をおかない制度に改編することを前提に制度化していくことを求める。

さらに教育行政内部での異議申し立て制度で解決が得られない場合、子どもの最善の利益に基づいた、速やかな解決を図るため、現行の裁判所での解決でなく、その前段に位置づく子どもの権利オンブズパーソン制度など第三者機関による調整・調停の仕組みの創設を求めたい。周知のように学校教育法施行令第22条の3に規定する就学事務は、2000年の地方分権一括法施行以来、基礎自治体（市町村）の自治事務として位置づけられる行為である。とすれば、就学先の決定に関わる諸手続きに関わる紛争状況を解決する制度設計は、基礎自治体が責任を持って行うべきであると考えられる。そうした意味でも就学相談に本人・保護者が希望する第三者を同席あるいは代理人として参加を認める第三者機関の設置は、基礎自治体における喫緊の課題であることも指摘しておきたい。

2011年9月20日